

魚沼民主商工会

2016年
10月 3日
第2024号

〒 946-0032 発行 魚沼民主商工会
新潟県魚沼市板木
電話 025(792)3064
e-mail:uminyo@rose.ocn.ne.jp

新潟県知事選挙、 米山隆一さん立候補！



皆さん、ご承知のことと存じますが、23日夕方のニュースで、地元魚沼市出身の米山隆一さん（無所属）が、の田2の日告示・10月16日投票の新潟県知事選挙に立候補することを表明いたしました。

7月参院選に續いて、「市民十人野党」統一候補（※民進党は自主投票）と、私たちの代表として知事選に挑みます。

米山さんは「福島原発事故の検証なくして再稼働の議論をしない」と泉田知事の路線を継承すると公約しています。また「TPP批准阻止」と米どころ新潟を守りますと強調しています。そして医師・弁護士として「子育て支援、医療、介護、福祉の安心・充実の新潟県をめざします」と訴えています。

皆さん、思想・信条、立場の違いを超えて、これらの一致点で知事選をたたかいましょう。

私たち民商は「民主県政の会」の一構成団体として奮闘します。

この間、小千谷税務署から「相続税の申告等についてのご案内」「平成27年分の所得税及び復興特別所得税申告書の見直し等についての」案内」が、9月12日付で納税者にきています。

相続税について、親族が亡くなられた日の翌日から10ヶ月以内に、相続税の申告書を提出する必要があります。つきましては「相続税の申告書」または「相続についてのお尋ね」を提出してくださいで納税者にきています。

この件に関しては、申告する必要はなく、「相続についてのお尋ね」は税務署の法定外文書であり、行政指導の内容はあくまで相手方の任意の協力によってのみ実現されること（行政手続法32条）から提出を保留いたしました。

所得税申告書の見直し等について、明らかに「配偶者控除と扶養控除の重複」、「一時所得金額の計算漏れ」、「所得金額の限度額を超えた方の扶養控除」がわかりましたので、計算し直して修正申告をいたしました。

ここで注意しなければならないことは、両件とも書状に「※税務署での面接による個別相談は〇月〇日から〇月〇日までです。」この書状のほか、申告に必要な書類を御持参の上、〇〇課〇〇部門までご連絡下さい。

小千谷税務署、「お尋ね・申告見直し」がきます！



お越し下さい」と記載されています。

いま、所得税及び消費税調査等でもつとも突出しているのは、「簡易な接触」による税金の吊り上げです。これはハイブリット調査ともいわれ、個別相談が税務調査へと移行されるケースです。この違法性を全国商工新聞で検証して報道しています。

皆さんとの「」、税務署等から法定外文書の書状がきましたら、ひとりで悩まず、まずはお近くの役員・会員に相談しましょう。またこんな方がいましたら、民商の仲間に「」連絡ください。

全婦協総会の成功めざして！



私たちの民商婦人部では、10月22日の「全婦協総会」成功に向け、組織拡大の前進のなかで迎えようと、役員中心に運営しています。

9月28日に六日町・塩沢の役員訪問活動を行います。そして広神・堀之内の民商会員名簿を作成し、婦人部未加入者名簿を作成し、近日中に訪問活動を行う計画です。

「」面も「」覗く下さい！

法律相談のお知らせ	
日 時	10月 12日(水) 午後1時より
会 場	民商事務所 鈴木 麻理絵 先生 (新潟合同法律事務所)
弁護士	3,000円
※予約制ですので早めに事務所までご連絡下さい。	